



安全衛生セミナー「行動災害をなくそう!」を開催

中部支部は、2月13日(金)に中城講習会場にて、沖縄労働基準監督署の南署長と工藤安全衛生課長をお招きして「行動災害をなくそう!」と題して安全衛生セミナーを開催し、会員事業場の安全衛生担当者及び中部支部安全衛生部会員57名が参加しました。

南署長からは「**労働行政の課題・取組と管内情勢**」について説明がありました。優先する当面の取り組みとして「①賃上げに係る支援」「②人材確保の支援」「③働き方改革の推進による生産性の向上」の3点が示されました。



工藤課長からは、「**高齢労働者の行動災害**」を中心に講話があり、特に65歳以上の高齢者層において、死傷災害発生率(度数率)は増加傾向にあり、加齢とともに進む身体機能等の低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいとの分析・説明がありました。

それから「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」(エイジフレンドリーガイドライン)の解説があり、労働者個人の意識高揚に頼るだけでなく、職場内でのハザードマップ作成や災害事例・ヒヤリハット事案の共有などが重要であること、また「見える化」が災害防止対策には効果的であると「見える化」を効果的に実践する個別企業の優良事例の紹介がありました。参加者は真剣に耳を傾け「行動災害防止」について認識を深めるセミナーとなりました。

沖縄労働局より

女性活躍推進法が改正されました!

2026(令和8)年4月1日施行

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し(令和7年6月11日公布)、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました(同年12月23日公布・告示)。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大

義務



●これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、2項目以上を公表
101人~300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異 及び 女性管理職比率 に加えて、1項目以上を公表

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する姿勢を表すものとして求職者の企業選択の要素となることにご留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表をご検討ください。